

室内空気中の化学物質の測定について (住宅の品質確保の促進等に関する法律)



国土交通省は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、評価方法の基準を平成13年国土交通省告示第1347号(最終改訂平成30年国土交通省告示第490号)に定めており、室内空気中の化学物質の評価方法基準も定められています。

[対象] 新築住宅と既存住宅において室内空気中の化学物質濃度を評価する住戸

[評価方法] 測定対象化学物質を測定した結果を測定条件とともに表示する

測定対象化学物質 ^{※1}	指針値 ^{※2}	測定方法
<input type="radio"/> ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	DNP H誘導体化による固相吸着-溶媒抽出及び高速液体クロマトグラフ法により測定
<input type="checkbox"/> トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	固相吸着-溶媒抽出法、固相吸着-加熱脱着法又は容器採取法及びガスクロマトグラフ-質量分析法により測定
<input type="checkbox"/> キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	
<input type="checkbox"/> エチルベンゼン	370 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	
<input type="checkbox"/> スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	

※1 室内空気中の化学物質の表示を希望する場合、○が付いているホルムアルデヒドは必ず測定が必要な物質で、それ以外の□が付いている物質は選択項目です。

※2 測定対象化学物質の基準値は定められていませんが、参考として厚生労働省が定める室内濃度指針値を載せました。

[測定時期]

新築住宅では、居室の内装仕上げ工事の完了後に実施します。既存住宅では、修繕、リフォーム、売買時に実施します。

[測定場所]

日照が多いこととその他の理由から、測定の対象となる化学物質の濃度が相対的に高いと見込まれる居室において、中央付近の床から概ね1.2mから1.5mまでの高さにおいて採取を行います。

[採取方法と採取時間]

30分開放・・・評価対象住戸の全ての窓及び扉等を30分間開放します。



5時間以上閉鎖・・・窓及び扉(屋外に面するもの)を5時間以上閉鎖します。



空気採取・・・アクティブ法又はパッシブ法で採取します。

(連続的な運転が確保できる全般換気のための設備は稼働)

24時間未満で採取する場合は中央時刻が午後2時~3時までの間となるように行います。

詳しくは、当社 分析担当者(フリーダイヤル0120-01-2590)まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌分析・建設発生土(残土)分析

